

# 令和7年第8回安平町議会定例会議案

令和7年12月17日

安 平 町

報告第1号

例月出納検査報告について

監査委員より例月出納検査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

令和7年12月17日提出

安平町議会議長 多田政拓

記

令和7年8月分

令和7年9月分

令和7年10月分

報告第2号

令和7年度定期監査の結果報告について

監査委員より定期監査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

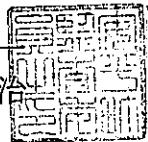
令和7年12月17日提出

安平町議会議長 多田政拓

安監査第 310 号  
令和 7 年 11 月 20 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平町監査委員 小川 誠  
安平町監査委員 小笠原 直治



### 令和 7 年度定期監査（施設監査）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を報告します。

#### 記

○ 1 監査実施期間 令和 7 年 11 月 18 日（火）11 時 00 分～14 時 46 分

○ 2 監査実施会場 総合庁舎議員控室及び現地

○ 3 監査対象課局 税務住民課

○ 4 監査対象事項 早来・追分両斎場の維持管理状況及び運営状況

#### ○ 5 監査の概要

対象期間を令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの 6 か月間とし、監査対象施設等に関する事務の執行が関係法令・条例・規則等に基づき、適法性・効率性・妥当性が確保されているかについて、また、適正に当該施設が管理・運営されているか等について担当課から概要等の説明を受け、関係書類監査を実施した。その後、現地に赴き現地監査を行った。

#### ○ 6 監査の結果

監査対象事項に係る書類及び現地について監査を実施した結果、総体として適正に執行され、管理、整理されていると認めます。今後とも適正かつ効率的な事務及び事業の執行に努めるよう望みます。

なお、施設運営については町の総合計画に基づき可能な限り町民の不利益が生じないよう配慮しつつ定期的な施設及び備品の点検整備を行うとともに、施設の統廃合や広域行政化等あらゆる方向から業務効率化を図ることを検討されたい。また、人材確保が難しい業種であることから将来に向けて安定した業務体制の構築を図るために計画的な人材確保や業務委託化等も含めて検討されることを期待します。



令和7年11月4日

安平町議会議長 多田 政拓 様

決算審査特別委員会  
委員長 鳥越 真由美

## 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年第6回安平町議会定例会において、本委員会に付託された令和6年度安平町一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計決算の認定については、審査の結果次のとおり決定したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第2号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第3号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第4号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第5号	令和6年度安平町水道事業会計決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第6号	令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定について	認定すべきものと決定

# 決算審査特別委員会審査の概要

## 1 審査事件

- (1) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第1号  
令和6年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第2号  
令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第3号  
令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第4号  
令和6年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第5号  
令和6年度安平町水道事業会計決算の認定について
- (6) 令和7年第6回安平町議会定例会 認定第6号  
令和6年度安平町下水道事業会計決算の認定について

2 審査日時 令和7年10月30日（木）10時00分～16時59分  
令和7年10月31日（金）10時00分～16時08分

3 場所 安平町総合庁舎 議場

4 出席委員 鳥越委員長、米川副委員長、工藤委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員、梅森委員

5 委員外出席 多田議長

## 6 審査のため出席を求めた者

- (1) 町事務部局  
及川町長、田中副町長、岡総務担当課長、池田情報担当課長、木林企画財政課長、山口まちづくり担当課長、奥田税務戸籍担当課長、佐々木生活環境担当課長、森池産業振興担当課長、塩谷土木公園課長、伊藤施設担当課長、下会計担当課長、阿部国保介護担当課長、小板橋健康福祉担当課長、佐々木下水道担当課長、谷村水道担当課長、村上総合支所長
- (2) 教育委員会事務部局  
井内教育長、佐々木学校教育担当次長、渡邊社会教育担当次長
- (3) 農業委員会事務局  
島田事務局長
- (4) 監査委員  
小川代表監査委員、小笠原監査委員

7 議会事務局 石塚事務局長、鈴木主幹

## 8 審査の経過

### (1) 10月30日(木)

本委員会に付託された令和6年度一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計の決算審査のため委員会を開催し、開会後、会議録署名委員の指名及び審査方法について諮り、次のとおり決定しました。

- ① 会議録署名委員 1番 工藤 秀一 委員、7番 三浦 恵美子 委員
- ② 審査日程 10月30日、31日の2日間
- ③ 審査方法

一般会計及び特別会計、水道及び下水道事業会計について内容説明を受けたあと歳出・歳入の順に審査を行い、質疑の方法は、一般会計の歳出については事業費目の少ないものは款ごとに、事業費目の多い款についてはそれぞれページごとに質疑を行い、歳入はページごとに質疑を行うことに決定しました。特別会計及び水道・下水道事業会計は、いずれの会計もページごとの質疑とし、各会計とも最後に総括的質疑を受け討論を行ったあとに認定すべきものか否か採決することとしました。

なお、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書等の質疑は、関連するページ若しくは総括的質疑において行うこととしました。

#### ④ 決算審査

一般会計について副町長から説明を受けたあと、歳出1款 議会費から審査を行い、7款 商工費の途中で1日目の審査を終了しました。

### (2) 10月31日(金)

前日に引き続き一般会計の歳出7款 商工費から審査を再開し、歳出の審査を終了したあと引き続き歳入の審査を行い、総括的質疑・討論のあと認定すべきものか否か採決を行いました。

その後、国民健康保険事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業の3事業特別会計と水道及び下水道事業会計について審査を行い、各会計ともに内容説明を受け質疑応答を行ったあとにそれぞれ認定すべきものか否か採決を行い付託事件の審査を終了し、最後に審査意見の取りまとめを行い2日間の日程をすべて終了し、委員会を閉会しました。

## 9 審査結果

本委員会に付託された令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について、慎重に審査を行った結果、一般会計及び3事業特別会計、水道及び下水道事業会計の全てを認定すべきものと決定しましたのでご報告します。

発委第1号

安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年安平町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月17日 提出

安平町議会改革調査特別委員会  
委員長 梅森 敬仁

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項番号等を変更するため、本条例の制定について、提案するものである。

安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及川 秀一郎

安平町条例第 号

### 安平町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

安平町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年安平町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「以下」を「第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第1号

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年安平町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を引き上げるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年安平町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例【概要】

### 1. 改正の趣旨

最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る限度額が引き上げされました。

これに伴い、公営制度による町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて、所要の改正を行うものです。

### 2. 改正内容

公職選挙法施行令の一部改正に準じて選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担の限度額について、最近における物価変動等を踏まえて改正を行います。

#### (1) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額の引き上げ（第8条関係）

区分	改正後	改正前
町議会議員選挙（上限1,600枚） 1枚当たり	8円38銭	7円73銭
町長選挙（上限5,000枚） 1枚当たり		

#### (2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額の引き上げ（第11条関係）

区分	改正後	改正前
印刷費 1枚当たり	586円88銭	541円31銭
企画費 ※変更なし	316,250円	316,250円

※実際には単価と選挙区のポスター掲示場数を乗じて得た金額に企画費を加え、ポスター掲示場の数で除して得た金額が上限単価になります。

### 3. 施行期日

公布の日から施行します。

## 議案第2号

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安平町条例第27号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

### （提案理由）

地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様書で定める住登外者宛名番号管理機能が総合行政システムに実装されることに伴い、所要の改正をする必要があるために提案するものである。

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安平町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1から第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	安平町子ども医療費の助成に関する条例（平成18年条例第84号）による子ども等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成18年条例第94号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置等に関する事務であって規則等で定めるもの
4 町長	安平町障害者通所等交通費の助成に関する事務であって規則等で定めるもの
5 町長	特定疾患患者通院交通費の交通費の助成に関する事務であって規則等で定めるもの
6 町長	安平町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第80

	号)による災害弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	安平町公営住宅条例（平成18年条例第135号）によるその他の住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	利用事務	特定個人情報
1 町長	安平町子ども医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴

		収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法

	<p>重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
3 町長	ひとり暮らし高齢	住民票関係情報であって規則で定め

	者等緊急通報システムの設置等に関する事務であって規則等で定めるもの	もの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定、要支援認定に関する情報（以下「介護認定等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	安平町障害者通所等交通費の助成に関する事務であって規則等で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「自立支援給付等関係情報」）であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 町長	特定疾患患者通院交通費の交通費の助成に関する事務である	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	つて規則等で定める もの	もの 生活保護関係情報であって規則で定 めるもの 障害者関係情報であって規則で定め るもの 障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業 の実施に関する情報（以下「自立支援 給付等関係情報」）であって規則で定 めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定 めるもの
6 町長	児童福祉法（昭和22 年法律第164号）によ る障害児通所給付費、 特例障害児通所給付 費、高額障害児通所給 付費、肢体不自由児通 所医療費、障害児相談 支援給付費若しくは 特例障害児相談支援 給付費の支給、障害福 祉サービスの提供、保 育所における保育の 実施若しくは措置又 は費用の徴収に関す る事務であって規則 で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定め るもの 地方税関係情報であって規則で定め るもの 障害者関係情報であって規則で定め るもの 特別児童扶養手当等関係情報であつ て規則で定めるもの 自立支援給付等関係情報であって規 則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定 めるもの
7 町長	障害者の日常生活	住民票関係情報であって規則で定め

	及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	もの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 介護認定等関係情報であつて規則で定めるもの 障害者関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
8 町長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
9 町長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若	住民票関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

	しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの
10 町長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 町長	安平町災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 町長	安平町公営住宅条例によるその他の住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 町長	生活保護法による保護の決定を胆振総合振興局より受けた者に対しての事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情

			報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住登 外者の情報の管理に 関する事務であって 規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情 報であって規則で 定めるもの

#### 附 則

この条例は、令和7年12月22日から施行する。

議案第3号

胆振東部消防組合規約の変更について

胆振東部消防組合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

(提案理由)

胆振東部消防組合の事務所の位置の移転に伴い、胆振東部消防組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

## 胆振東部消防組合規約の一部を改正する規約

胆振東部消防組合規約（昭和46年地方第1121号指令）の一部を改正する規約

（組合事務所の位置）

第4条中「厚真町錦町47番地の2」を「厚真町京町172番1」に改める。

## 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

財産の交換について

次の財産の交換をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

(提案理由)

財産の交換をするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

記

1 交換に供する財産

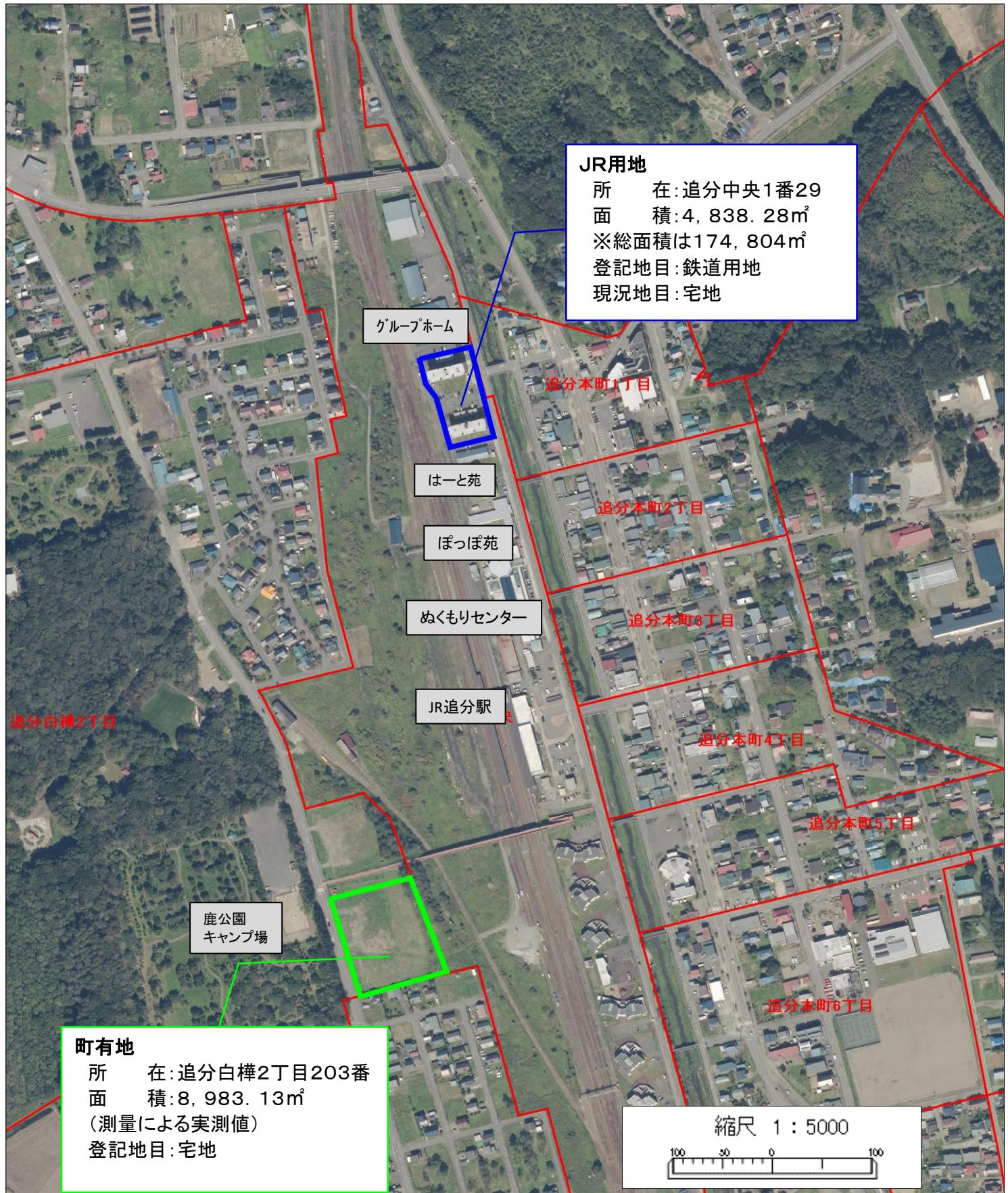
- (1) 種類 土地
- (2) 所在地 安平町追分白樺2丁目203番地内
- (3) 地目 宅地
- (4) 地積 8,983.13平方メートル
- (5) 価格 27,578,000円

2 交換により取得する財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在地 安平町追分中央1番地29内
- (3) 地目 鉄道用地
- (4) 地積 4,838.28平方メートル
- (5) 価格 27,578,000円

3 交換の相手方 住 所 札幌市中央区北十二条西十五丁目1番1号  
氏 名 北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 綿貫 泰之

4 交換による理由 J Rアパート解体跡地を取得するため



議案第 5 号

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

安平町長 及川 秀一郎

(提案理由)

生産振興対策事業経費の増額等により、令和 7 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

## 議案第5号

### 令和7年度安平町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,837,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

#### （地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川秀一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 国有提供施設所在市町村交付金		31,578	1,089	32,667
	1. 国有提供施設所在市町村交付金	31,578	1,089	32,667
14. 分担金及び負担金		4,871	286	5,157
	1. 負担金	4,871	286	5,157
15. 使用料及び手数料		206,675	△293	206,382
	1. 使用料	202,974	△293	202,681
16. 国庫支出金		848,256	4,580	852,836
	1. 国庫負担金	423,532	1,850	425,382
	2. 国庫補助金	408,961	2,287	411,248
	3. 委託金	15,763	443	16,206
17. 道支出金		542,334	1,859	544,193
	1. 道負担金	236,499	△7,329	229,170
	2. 道補助金	286,557	9,188	295,745
18. 財産収入		57,257	△406	56,851
	1. 財産運用収入	19,045	△406	18,639
19. 寄付金		503,488	304	503,792
	1. 寄付金	503,488	304	503,792
20. 繰入金		840,999	85,867	926,866
	1. 基金繰入金	839,554	85,867	925,421
22. 諸収入		141,979	1,000	142,979
	2. 貸付金元利収入	39,159	1,000	40,159
23. 町債		381,600	△44,900	336,700
	1. 町債	381,600	△44,900	336,700
歳 入 合 計		8,788,075	49,386	8,837,461

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,182,849	7,743	1,190,592
	1. 総務管理費	1,125,069	8,945	1,134,014
	3. 戸籍住民基本台帳費	2,650	258	2,908
	4. 選挙費	22,215	△1,460	20,755
3. 民生費		1,589,706	10,083	1,599,789
	1. 社会福祉費	1,019,858	6,579	1,026,437
	2. 児童福祉費	569,848	3,504	573,352
4. 衛生費		567,895	7,437	575,332
	1. 保健衛生費	224,146	7,437	231,583
5. 労働費		11,830	68	11,898
	1. 労働諸費	11,830	68	11,898
6. 農林水産業費		414,412	7,484	421,896
	1. 農業費	374,747	13,607	388,354
	2. 林業費	39,665	△6,123	33,542
7. 商工費		477,358	185	477,543
	1. 商工費	477,358	185	477,543
8. 土木費		1,197,741	7,058	1,204,799
	2. 道路橋りょう費	523,751	10,294	534,045
	3. 河川費	40,268	3,778	44,046
	4. 都市計画費	512,157	52	512,209
	5. 住宅費	121,299	△7,066	114,233
9. 消防費		368,818	△44	368,774
	1. 消防費	368,818	△44	368,774
10. 教育費		857,655	5,207	862,862
	1. 教育総務費	392,635	243	392,878
	5. 社会教育費	188,052	2,650	190,702
	6. 保健体育費	249,508	2,314	251,822

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 公債費		872,921	4,165	877,086
	1. 公債費	872,921	4,165	877,086
	歳 出 合 計	8,788,075	49,386	8,837,461

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	追分市街4号線歩道整備事業	38,170

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
デジタルエデュケーション事業	1,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式の借入については、この限りでない。）	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は債権者との協定による。 ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利債に借替えることができる。
スマートメーター受信機購入事業	6,700			
小中学校ICT環境整備事業	1,600			
合 計	9,700			

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設LED化事業	48,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 の借入につい ては、この限 りでない。)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、金融機 関による場合 は債権者との 協定による。 ただし、財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、もし くは繰上げ償 還又は低利債 に借替える ことができる。	51,400	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
遠浅酪農2号線改良舗装事業	98,800				49,000			
スクールバス更新事業	31,300				23,300			
合 計	178,300				123,700			

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,085,982		2,085,982
2. 地方譲与税	114,037		114,037
3. 利子割交付金	554		554
4. 配当割交付金	5,005		5,005
5. 株式譲渡所得割交付金	5,344		5,344
6. 法人事業税交付金	17,832		17,832
7. 地方消費税交付金	205,524		205,524
8. ゴルフ場利用税交付金	41,367		41,367
9. 環境性能割交付金	8,696		8,696
10. 国有提供施設所在市町村交付金	31,578	1,089	32,667
11. 地方特例交付金	4,448		4,448
12. 地方交付税	2,671,752		2,671,752
13. 交通安全対策特別交付金	978		978
14. 分担金及び負担金	4,871	286	5,157
15. 使用料及び手数料	206,675	△293	206,382
16. 国庫支出金	848,256	4,580	852,836
17. 道支出金	542,334	1,859	544,193
18. 財産収入	57,257	△406	56,851
19. 寄付金	503,488	304	503,792
20. 繰入金	840,999	85,867	926,866
21. 繰越金	67,519		67,519
22. 諸収入	141,979	1,000	142,979
23. 町債	381,600	△44,900	336,700
歳入合計	8,788,075	49,386	8,837,461

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	53,737		53,737				
2. 総務費	1,182,849	7,743	1,190,592	2,167	4,600	△406	1,382
3. 民生費	1,589,706	10,083	1,599,789	△4,575		226	14,432
4. 衛生費	567,895	7,437	575,332		6,700	520	217
5. 労働費	11,830	68	11,898				68
6. 農林水産業費	414,412	7,484	421,896	10,243		1,000	△3,759
7. 商工費	477,358	185	477,543				185
8. 土木費	1,197,741	7,058	1,204,799	△1,581	△49,800	△1,305	59,744
9. 消防費	368,818	△44	368,774				△44
10. 教育費	857,655	5,207	862,862		△6,400	712	10,895
11. 公債費	872,921	4,165	877,086				4,165
12. 給与費	1,186,153	0	1,186,153	185			△185
13. 予備費	7,000		7,000				
歳 出 合 計	8,788,075	49,386	8,837,461	6,439	△44,900	747	87,100

議案第6号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川秀一郎

(提案理由)

一般会計繰入金の減額等により、令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第6号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,285千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ880,971千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

(歳 入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 道支出金		609,754	491	610,245
	1. 道負担金	609,753	491	610,244
3. 繰入金		76,837	△12,025	64,812
	1. 一般会計繰入金	76,837	△12,025	64,812
6. 国庫支出金		0	3,249	3,249
	1. 国庫補助金	0	3,249	3,249
歳 入 合 計		889,256	△8,285	880,971

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		10,038	607	10,645
	1. 総務管理費	9,408	392	9,800
	2. 徴税費	444	215	659
2. 保険給付費		596,905	491	597,396
	1. 療養諸費	516,327	491	516,818
3. 国民健康保険事業費納付金		258,286	△9,216	249,070
	1. 医療給付費分	176,807	790	177,597
	2. 後期高齢者支援金等分	55,437	△5,002	50,435
	3. 介護納付金分	26,042	△5,004	21,038
7. 諸支出金		1,692	53	1,745
	1. 償還金及び還付加算金	772	53	825
9. 基金積立金		9,568	△220	9,348
	1. 基金積立金	9,568	△220	9,348
歳 出 合 計		889,256	△8,285	880,971

1. 総括  
(歳入)

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	192,750		192,750
2. 道支出金	609,754	491	610,245
3. 繰入金	76,837	△12,025	64,812
4. 繰越金	9,910		9,910
5. 諸収入	5		5
6. 国庫支出金	0	3,249	3,249
歳入合計	889,256	△8,285	880,971

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	10,038	607	10,645				607
2. 保険給付費	596,905	491	597,396	491			
3. 国民健康保険事業費納付金	258,286	△9,216	249,070			△10,006	790
4. 共同事業拠出金	1		1				
5. 財政安定化基金拠出金	1		1				
6. 保健事業費	11,765		11,765				
7. 諸支出金	1,692	53	1,745				53
8. 予備費	1,000		1,000				
9. 基金積立金	9,568	△220	9,348				△220
歳出合計	889,256	△8,285	880,971	491		△10,006	1,230

議案第7号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川秀一郎

(提案理由)

令和7年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額等により、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第7号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,668千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川秀一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

(歳 入)	項	補正前の額	補正額	計
款				
2. 繰入金		43,216	△2,668	40,548
	1. 一般会計繰入金	43,216	△2,668	40,548
3. 諸収入		332	△330	2
	3. 雜入	330	△330	0
5. 国庫支出金		0	330	330
	1. 国庫補助金	0	330	330
	歳 入 合 計	166,967	△2,668	164,299

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		165, 401	△2, 668	162, 733
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	165, 401	△2, 668	162, 733
歳 出 合 計		166, 967	△2, 668	164, 299

1. 総括  
(歳入)

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	122,513		122,513
2. 繰入金	43,216	△2,668	40,548
3. 諸収入	332	△330	2
4. 繰越金	906		906
5. 国庫支出金	0	330	330
歳入合計	166,967	△2,668	164,299

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	989	0	989	330		△330	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	165,401	△2,668	162,733			△2,668	
3. 保健事業費	367		367				
4. 諸支出金	110		110				
5. 予備費	100		100				
歳出合計	166,967	△2,668	164,299	330		△2,998	

議案第8号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費の増額等により、令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第8号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,121,747千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳 入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		240,585	657	241,242
	1. 国庫負担金	148,526	303	148,829
	2. 国庫補助金	92,059	354	92,413
5. 支払基金交付金		233,103	410	233,513
	1. 支払基金交付金	233,103	410	233,513
6. 道支出金		130,686	190	130,876
	1. 道負担金	121,324	190	121,514
7. 繰入金		159,736	425	160,161
	1. 一般会計繰入金	153,235	425	153,660
歳 入 合 計		1,120,065	1,682	1,121,747

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		37,536	468	38,004
	1. 総務管理費	25,317	468	25,785
2. 保険給付費		830,312	1,521	831,833
	2. 介護予防サービス等諸費	42,067	1,497	43,564
	3. その他諸費	568	24	592
5. 予備費		166,784	△307	166,477
	1. 予備費	166,784	△307	166,477
歳 出 合 計		1,120,065	1,682	1,121,747

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	163,960		163,960
2. 分担金及び負担金	7,236		7,236
3. 使用料及び手数料	1		1
4. 国庫支出金	240,585	657	241,242
5. 支払基金交付金	233,103	410	233,513
6. 道支出金	130,686	190	130,876
7. 繰入金	159,736	425	160,161
8. 繰越金	184,691		184,691
9. 諸収入	67		67
歳入合計	1,120,065	1,682	1,121,747

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	37,536	468	38,004	233			235
2. 保険給付費	830,312	1,521	831,833	614			600 307
3. 地域支援事業費	60,228		60,228				
4. 諸支出金	25,205		25,205				
5. 予備費	166,784	△307	166,477				△307
歳 出 合 計	1,120,065	1,682	1,121,747	847			835

議案第9号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）について

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

(提案理由)

水道施設管理費の予算不足等により、令和7年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第9号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 令和7年度安平町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	3 8 4, 7 6 5千円	3 4 1千円	3 8 5, 1 0 6千円
第1項 営 業 収 益	1 7 1, 8 7 2千円	0千円	1 7 1, 8 7 2千円
第2項 営 業 外 収 益	2 1 2, 8 9 3千円	3 4 1千円	2 1 3, 2 3 4千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	3 8 5, 1 5 8千円	4, 6 9 0千円	3 8 9, 8 4 8千円
第1項 営 業 費 用	3 7 2, 1 4 6千円	4, 6 2 7千円	3 7 6, 7 7 3千円
第2項 営 業 外 費 用	1 2, 5 1 1千円	6 3千円	1 2, 5 7 4千円
第3項 特 別 損 失	1 千円	0千円	1 千円
第4項 予 備 費	5 0 0千円	0千円	5 0 0千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「82,151千円」を「82,120千円」に、減債積立金「19,487千円」を「19,456千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	4 7, 8 8 0千円	0千円	4 7, 8 8 0千円
第1項 企 業 債	8, 8 0 0千円	0千円	8, 8 0 0千円
第2項 負 担 金	3 9, 0 8 0千円	0千円	3 9, 0 8 0千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	1 3 0 , 0 3 1 千円	△ 3 1 千円	1 3 0 , 0 0 0 千円
第1項 建 設 改 良 費	5 9 , 8 3 4 千円	0 千円	5 9 , 8 3 4 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	7 0 , 1 9 7 千円	△ 3 1 千円	7 0 , 1 6 6 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	3 8 , 5 2 4 千円	2 4 千円	3 8 , 5 4 8 千円

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

## 令和 7年度 安平町水道事業会計補正予算実施計画第4号

(収入の部)

(収益的収入及び支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業収益			384,765	341	385,106	
	2.営業外収益		212,893	341	213,234	
		4.雑収益	131,490	341	131,831	

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.水道事業費用			385,158	4,690	389,848	
	1. 営業費用		372,146	4,627	376,773	
		1.原水及び浄水費	121,337	4,578	125,915	
		2.配水及び給水費	58,742	24	58,766	
		3.総係費	60,552	25	60,577	
	2. 営業外費用		12,511	63	12,574	
		1.支払利息及び企業債取扱諸費	12,511	63	12,574	

(支出の部)

(資本的収入及び支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.資本的支出			130,031	31	130,000	
	2.企業債償還金		70,197	31	70,166	
		1.企業債償還金	70,197	31	70,166	

## 令和 7年度 安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第4号

(収益的収入)

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1.水道事業収益	384,765	341	385,106			
2.営業外収益	212,893	341	213,234			
4.雑収益	131,490	341	131,831	2.受託事業収入	341	施設修繕による契約変更

(収益的支出)

(単位 千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1.水道事業費用	385,158	4,690	389,848			
1.営業費用	372,146	4,627	376,773			
1.原水及び浄水費	121,337	4,578	125,915	2.光熱水費	3,300	給水量の増加による
				3.修繕費	1,276	修繕費不足のため
				6.委託料	2	検査委託料の増額
2.配水及び給水費	58,742	24	58,766	2.職員手当等	24	寒冷地手当支給区分の変更
3.総係費	60,552	25	60,577	6.燃料費	25	予算不足見込みによる
2.営業外費用	12,511	63	12,574			
1.支払利息及び企業債取扱諸費	12,511	63	12,574	1.企業債利息	63	利率改正による

(資本的支出)

(単位 千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 資本的支出	130,031	31	130,000			
2. 企業債償還金	70,197	31	70,166			
1. 企業債償還金	70,197	31	70,166	1. 企業債償還金	31	利率改正による

議案第10号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）について

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月17日提出

安平町長 及川 秀一郎

(提案理由)

企業債償還金の貸付利率確定等により、令和7年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第10号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	653,831千円	0千円	653,831千円
第1項 営業収益	111,800千円	0千円	111,800千円
第2項 営業外収益	542,031千円	0千円	542,031千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	660,089千円	936千円	661,025千円
第1項 営業費用	620,110千円	0千円	620,110千円
第2項 営業外費用	39,475千円	936千円	40,411千円
第3項 特別損失	4千円	0千円	4千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「20,430千円」を「20,446千円」に、減債積立金「8,080千円」を「8,096千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	468,224千円	0千円	468,224千円
第1項 企業債	228,000千円	0千円	228,000千円

第2項 補 助 金	4 2, 1 0 0 千円	0 千円	4 2, 1 0 0 千円
第3項 負担金及び分担金	7 9 5 千円	0 千円	7 9 5 千円
第4項 他会計負担金	1 9 7, 3 2 9 千円	0 千円	1 9 7, 3 2 9 千円
支 出			
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	4 8 8, 6 5 4 千円	1 6 千円	4 8 8, 6 7 0 千円
第1項 建 設 改 良 費	1 3 5, 8 0 0 千円	0 千円	1 3 5, 8 0 0 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3 5 2, 8 5 4 千円	1 6 千円	3 5 2, 8 7 0 千円

令和7年12月17日提出

安平町長 及 川 秀一郎

## 令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第4号

(支出の部)

(収益的収入及び支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			660,089	936	661,025	
	2. 営業外費用		39,475	936	40,411	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	39,470	936	40,406	

(支出の部)

(資本的収入及び支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			488,654	16	488,670	
	2. 企業債償還金		352,854	16	352,870	
		1. 企業債償還金	352,854	16	352,870	

## 令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第4号

(収益的支出)

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 下水道事業費用	660,089	936	661,025			
2. 営業外費用	39,475	936	40,411			
1. 支払利息及び企業債取扱諸費	39,470	936	40,406	1. 企業債利息	936	

(資本的支出)

(単位 千円)

款項目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 資本的支出	488,654	16	488,670			
2. 企業債償還金	352,854	16	352,870			
1. 企業債償還金	352,854	16	352,870	1. 公共下水道事業企業債 償還金	16	